

船舶インシデント調査報告書

令和3年10月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料供給不能）
発生日時	令和3年2月11日 09時10分ごろ
発生場所	熊本県上天草市湯島東方沖 湯島灯台から真方位102° 2.5海里付近 （概位 北緯32° 35.8′ 東経130° 22.8′）
インシデントの概要	プレジャーボート幸洋丸は、航行中、主機が停止し、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和3年3月3日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 幸洋丸、2.2トン 293-21378熊本、個人所有 ディーゼル機関、船内機、4サイクル、出力132.30kW、回転数毎分2,900、6気筒、ボア100mm、使用燃料軽油、昭和63年10月20日機関製造、昭和63年8月進水
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、職場の同僚2人を乗せ、釣り場を移動する目的で航行中、主機の回転数が低下して主機が停止した。 船長は、復旧を試みたものの原因が分からず、運航不能と判断して118番通報した。 本船は、来援した巡視艇にえい航されて上天草市の定係地に到着した。 本船は、燃料油系統の点検及び清掃が発航前や定期的に行われておらず、本インシデント後、機関修理業者が、主機の点検を行ったところ、燃料油系統中のこし器が燃料油タンク内の錆、ゴミ等により閉塞し、主機への燃料油供給が途絶していたことが判明した。
分析	本船は、燃料油系統の点検及び清掃が発航前や定期的に行われていない状態で航行中、燃料油系統中のこし器が燃料油タンク内の錆、ゴミ等により閉塞したことから、主機への燃料油の供給ができなくなって主機が停止し、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、燃料油系統の点検及び清掃が発航前や定期的に行われていない状態で航行中、燃料油系統中のこし器が燃料油タンク内の錆、ゴミ等により閉塞したため、主機への燃料油の供給

	ができなくなって主機が停止したことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 発航前や定期的に主機の燃料油系統の点検及び清掃を行うこと。